○**農林水産省告示第六百三十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月十三日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県津山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六百三十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月十三日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県津山市阿波字タタラ谷二七九六の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六百四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月十三日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県真庭郡新庄村字滝谷一六七一の一、一六七一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六百四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月十三日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県真庭郡新庄村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六百四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月十三日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六百四十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月十三日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第六百四十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月十三日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
京都府綾部市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**経済産業省告示第七十八号**

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和元年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和元年八月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
419177	白石亜希子	419178	小見山元伸
419179	谷口　佳巳	419180	馬場　鞠
419181	浅山　智子	419182	濱副　聖史
419183	尾花　新	419184	鈴江　良章
419185	小嶋めぐみ	419186	髙橋　志行
419187	木元　孝英	419188	衣笠　晴人
419189	石田　敦英	419190	大井　祥吾
419191	中川　正博	419192	近重　克弥
419193	中田　充郎	419194	萩原　康友
419195	大町　聡英	419196	土屋　智昭
419197	久保　浩	419198	吉田　泰昌
419199	橋本　賢二	419200	三宅　真聖
419201	堀井　幸一	419202	阿部裕太郎
419203	佐久間　哲	419204	横澤　秀一
419205	地引　智美	419206	中原　大介
419207	竹本　裕史	419208	藤田　大地
419209	齋藤　直彦	419210	波多野　勝